

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
7	高田浄水場再整備事業に伴う公募型 プロポーザルの実施について	水道整備課

令和 3 年 6 月 10 日

高田浄水場再整備事業に伴う公募型プロポーザルの実施について

1 これまでの経緯

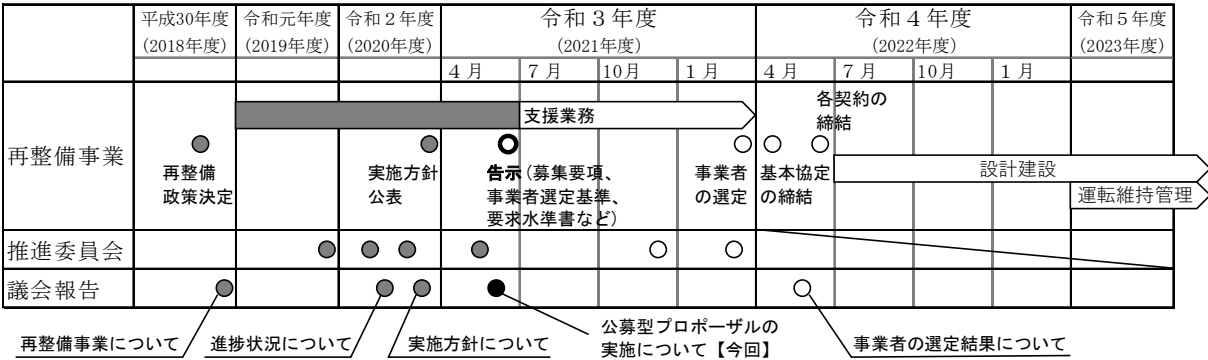
本市水道事業は、「おだわら水道ビジョン」に定める理想像である「強靱」、「安全」、「持続」の3つの視点を柱とした基本目標のうち、特に「災害に強い水道」の取組として、供用開始から約52年が経過し、耐震化を喫緊の課題とする高田浄水場の再整備を最優先に進めることとしている。

当該浄水場は、本市の水道水のうち約86%を浄水処理する重要な施設であり、耐震化の早期実現、施設規模の適正化等を図るため、公民連携手法の一つであるDBO (Design Build Operate) 方式により、新たな浄水処理方法の採用を軸とした再整備事業を行うものである。

事業化の検討にあたっては、平成31年(2019年)2月の建設経済常任委員会において、「膜ろ過方式」への変更を含む全施設の更新について報告した後、高田浄水場再整備事業推進委員会による協議を重ねてきた。

令和2年(2020年)10月には地元企業向け説明会を3回開催するなど、当該事業への地元参画や地域貢献に関する調整を行った上で、整備対象施設や事業期間等の基本的な項目を定めた「実施方針」について令和3年(2021年)2月の建設経済常任委員会にて報告し、その後、令和3年(2021年)3月1日に公表したものである。

今後は、本日の建設経済常任委員会において、公募型プロポーザルの実施について報告後、募集要項や事業者選定基準及び要求水準書等を公表し、事業者選定の手続きを進めるものである。



2 募集要項の概要

公募型プロポーザルの実施にあたり、公表済の実施方針に必要な事項を加えた「募集要項」を定めた。募集要項に新たに記載した事項は次のとおりである。

(1) 見積上限価格の明示 (参考資料7-1 p.9)

見積上限価格 20,209,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)
 ※設計建設費及び運転維持管理費の合計

(2) 事業者選定において重視するポイントの明示（参考資料7-1 p.34）

- ① 本事業は、限られた敷地内で施設の撤去と建設を順次行うとともに、施設を稼働しながら新たな浄水処理方法を導入するため、設計建設業務の難易度が非常に高い事業である。さらに、膜ろ過稼働後の運転維持管理期間は20年間と長期にわたることから、設計建設業務・運転維持管理業務ともに、確実に業務を遂行できる体制の構築を求める。
- ② 原水水質や水量変動への対応や整備後の運転維持管理を見据えた浄水処理フロー及び施設整備に関する優れた提案を求める。
- ③ 既存施設による水供給を継続しつつ、新設施設への運転切替を行う必要があるため、確実に安全な建設工事の実施を求める。
- ④ 再整備後の高田浄水場については、第三者委託によって事業者が水道法上の責任をもって運転維持管理業務を遂行する必要があるため、施設の確実な運転管理や長寿命化等に配慮した保守点検への取り組みを求める。
- ⑤ 災害・事故等の緊急時対応には事業者の協力が不可欠であるため、本市の良きパートナーとしての役割を求める。
- ⑥ 社会的要請の高い環境配慮に関しては、設計建設及び運転維持管理の両面における取り組みを求める。
- ⑦ 本事業による「地域経済の好循環」に資するため、事業者には地域への経済的・技術的な貢献を求める。

3 事業者選定基準の概要（参考資料7-2 p.6～p.9）

◆ 総合評価点（500点）＝技術評価点（400点）＋価格評価点（100点）

※ 技術評価点400点のうち1割の40点は、地域への貢献に対する評価とする。

		評価項目	配点
技術評価点	事業全体	基本方針、事業計画、実施体制、セルフモニタリング、環境配慮など	60
	設計建設業務	浄水・排水処理、調査業務、土木・建築施設、機械設備、電気計装設備、建設工事	150
	運転維持管理業務	運転管理、保守点検、水質管理、修繕業務、各種調達管理、災害・事故及び緊急時対応など	150
	地域への貢献	地域経済への貢献、地域活動・地域社会への貢献	40
価格評価点	全体事業費で評価（最低提案価格を100点とし、差額割合を減点評価）		100
総合評価点			500

4 要求水準書の概要

(1) 要求水準書の位置づけ

本市が高田浄水場再整備事業をDBO方式により実施するにあたり、事業者を求める高田浄水場再整備業務及び運転維持管理業務の水準を示したものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。

(2) 基本事項

ア 原水水質の引渡し条件（参考資料 7-3 p. 11~12）
 水道法上の水質基準 51 項目のうち、36 項目について設定。

イ 要求する施設諸元（参考資料 7-3 p. 13~16）

○浄水の要求水質

水道法上の水質基準 51 項目と、残留塩素濃度について設定。

○耐震性能

整備する土木・建築構造物及び機械・電気設備について設定。

(3) 要求水準の内容（参考資料 7-3 p. 23~）

高田浄水場再整備業務及び運転維持管理業務について、次の事項を記載。

◆高田浄水場再整備業務

調査業務	測量調査、地質調査、埋設物調査、アスベスト調査
設計業務	基本設計・詳細設計（施設計画、施設配置、浄水場設計など）
建設工事業務	工事業務（浄水・送水・排水処理施設、電気計装設備など）

◆運転維持管理業務

	高田浄水場	場外施設			
		中河原 配水系統	久野 配水系統	小峰 配水系統	片浦 配水系統
運転管理業務、水質管理業務、保安業務、災害・事故時及び緊急時対応業務	○	○	○	○	○
保守点検業務、消耗品調達管理業務、植栽管理及び清掃業務	○	○	○	第2期のみ	※
発生土管理及び処分業務、見学者対応業務	○				
池等清掃業務	○	※	※	※	※
修繕業務、熱水燃料等の調達管理業務	第2期のみ	第2期のみ	第2期のみ	第2期のみ	※
薬品調達管理業務	第2期のみ			第2期のみ	※
膜交換及び膜薬品洗浄業務	第2期のみ				※
電力調達管理業務	第2期のみ	※	※	※	※
事業終了時の引継ぎ業務	第2期のみ	第2期のみ	第2期のみ	第2期のみ	第2期のみ

○…第1期：急速ろ過（R5. 4. 1～膜ろ過稼働前）＋第2期：膜ろ過（膜ろ過稼働後～R30. 3. 31）

※…市で実施（別途発注または直営）

5 その他の公表する資料

- ・提出書類作成要領及び様式集
- ・基本協定書(案)
- ・基本契約書(案)、設計建設業務請負契約書(案)、運転維持管理業務委託契約書(案)

6 今後の事業者選定及び契約に係る流れ

令和 3 年(2021年) 6 月11日	公募型プロポーザルの告示
令和 3 年(2021年) 9 月17日	参加表明書の受付締切
令和 3 年(2021年)11月16日	技術対話の実施
令和 3 年(2021年)12月頃	第 5 回事業推進委員会「技術対話の結果と技術評価方法説明」
令和 4 年(2022年) 1 月24～28日	提案書類の受付
令和 4 年(2022年) 3 月頃(中旬)	第 6 回事業推進委員会「プレゼンテーション及び参加者へのヒアリング」
令和 4 年(2022年) 3 月頃(下旬)	事業者の選定（答申）
令和 4 年(2022年) 4 月頃	基本協定の締結
令和 4 年(2022年) 6 月頃(上旬)	建設経済常任委員会への報告「事業者の選定結果について」
令和 4 年(2022年) 6 月頃(下旬)	各契約の締結